# 大檢擧

## 玉出町を中心に

十八日以來新町署に出張中の大阪地方裁判所石郷、岡、宮崎、松尾、葛金子の各檢事及大阪府警察部田口刑事課長、池田捜査係長、武田防犯係長の

一團は　二十二日早朝今宮署に出張藤島署長と祕密裡に協議せる後過日藤永田鈴木課長及び前野顧問宅を襲ひたる職工の大檢擧を行ふべく刑事課の刑事數名は今宮署刑事の應援の下に西成郡玉出町を中心として活動を開始し續々引致嚴重に取調中であるが尚本日より四日間に亘り檢擧を行ふとの事である

# 藤永田愈就業す

## 罷業團に解決の經過報告

### 三工場の出勤者八百十餘名

既報、藤永田造船所の爭議が二十一日午後九時三十分に至り急轉直下に解決したので職工中には未だ此解決を知らずして二十二日朝も朝日倶樂部に出席捺印に來る者もあり、又新聞紙を見て早速本日出勤した人も數十名あつたが會社側は形式上一應復職申込書を提出せられたい旨を申渡した

會社は此の復職申込書を嚴重に調査して約二割の減員を實行するといふが第一、第二、第三の各實行委員は解傭の意嚮であると

罷業團は二十二日午後三時より四時まで市電木津川運河終點に集合し委員より一同に對し解決に至るまでの經過を報告した

因に本日の出勤者は本工場、敷津分工場、第三工場を合し八百十七名である

# 七名收監

## 襲撃の主謀者

### 檢束者も起訴か

藤永田造船所顧問前野氏宅襲撃の主謀者と目せらるゝ

梅澤誠、岡林市郎、太田米次、池田圧吉、中村圧太郎、望月八郎、平山善治、廣田榮二、黑木白治

の九名は愈、二十二日午前一時柚木豫審判事の令狀を執行せられ廣田、黑木の兩名は殘りの檢束者を取調の必要上尚新町署に止め置き他の七名は二十二日午前九時囚人自動車で若松町分監へ護送收監された、同署で引續き取調中の者は大城徹郎、山田政一、深堀菊松、森田富士松、畢月芳太郎、永井善二郎國定甚藏

の七名で二十二日も午前九時から松尾、葛谷、金子の三檢事及び柚木豫審判事が出張して取調を急いで居るが是等は夕刻までに取調を了り一兩名を除いて孰れも起訴される模樣である

尚鈴木造船課長宅の襲撃主謀者四名は二十一日夜新町署から今宮署へ轉送され目下同署で取調中であるが判檢事は新町署の取調終了後同署へ赴く筈である

# 前野氏が折れて出た

爭議解決迄の經過は大體夕刊所報の如くであるが勞資兩者の折衝中最も難點とされたは別項第一の勞働者が他の勞働團體に加

# 藤永田勞働爭議

## 全く解決す

### 酒井實行委員と日野氏より發表

紛糾實に廿五日間に及び此間幾多の騷擾を釀した藤永田造船所の勞働爭議は廿一日に至り日野國明辯護士の調停遂に効を奏し同日午後九時半西區新炭屋町の永田造船所主木邸より引揚げて來た日野氏及び酒井實行委員の手より左の如く發表された

日野國明氏の御盡力に依り藤永田造船所と勞働者側に於て左の案成立したり

一、勞働者が他の勞働團體に加入するの自由を妨げず

二、去る八日附回答の(ロ)の交渉の範圍は大要左の事項を示す意志なり

(一)一般的賃金の增減(二)作業時間の伸縮(三)保健、衛生、互助共濟其他職工全般の福利增進の爲にする事項

三、今回に限り任意退職者と雖も六月八日附回答書第五項に準じ手當金を支給す(六箇月未滿三十日、一年未滿四十五日、一年以上の者は一箇月增す毎に一日分を加算す、臨時職工は之に準ず)其他は總て六月八日附回答案を承認す

(ロ)其團體の內容組織方針交渉の範圍及方法に關しては工場主側と全勞働者と隔意なき方法に依り選出せる相當人數の委員を以て直ちに調査會を組織し審議を決定するものとす

と在る所謂調査會の交渉範圍を第二項に依つて定め之にて團體交渉權を獲得した譯である第三項は爭議解決と共に造船所は事業上職工總數三千名の一割以下を解雇するの已むを得ない狀態になつて居る其解雇者を任意退職として手當を支給する事にしたのである

# 團體交渉權は

## 調査會の交渉範圍

### 解雇者は任意退職とし手當支給

別項妥協案は六月八日附造船所側の回答に之に三項を加へたもので同回答の

(イ)藤永田造船所內に於て就業する勞働者のみを以て組織する組合を交渉團體として認むべし

# 賀川氏語る

## 勝利でないと

### 全部復職は廿三日

爭議勃發以來職工の爲めに奮鬪して來た賀川豐彥氏は語る

「漸く重荷を下したが妥協案は吾々の勝利だとは思つてゐない而し大電の終局よりも可い夫に吾吾の主張した工場委員會制度も大體に認められた」と語つた

# 暴行職工收監

藤永田の暴行職工は新町警察署に於て二十日深更まで取調べ十三名位は同夜十一時頃騷擾罪として令狀を執行收監された模樣である